

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 慈 恵 会

(令和3年6月)

# 社会福祉法人慈恵会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (常勤役員の報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額（年額）

2 前項において決定した年間報酬額を12で除した額を月額とする。

### (非常勤役員及び評議員の報酬等の額の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、別表第2及び別表第3の通りとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。ただし、支払日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支払う。

- (1) 常勤役員の報酬 毎月25日
- (2) 非常勤役員及び評議員の報酬 業務にあつた月の翌月25日、都度

2 報酬等は、振り込みにより本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 役員等には、通勤や会議参加等に要する交通費を実費で支給する。その計算方法は法人職員給与規程の通勤手当の支給基準に準ずる。また、その際の上限額は設けないものとする。
- 3 役員等が出張する場合は、旅費を支給する。その計算方法は法人旅費規程に準ずる。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てた額とする。

(公表)

- 第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、令和3年6月19日から施行する

別表第1

(常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額 1,000万円以内
理事	年額 800万円以内

※年額を12で除した額を月額とする。

別表第2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

区 分	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 監事

区 分	報酬の額
監事監査、評議員会、理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表第3 (評議員の報酬)

区 分	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 10,000円

※評議員の合計年間報酬額の上限35万円 定款第8条(評議員の報酬)より

参考 法人が委嘱する委員等の報酬等について

評議員選任・解任委員、第三者委員、その他

区 分	報酬の額
委員会、会議等への出席	日額 3,000円～5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 3,000円～5,000円
交通費	報酬に含める
旅費	法人旅費規程に準じる

※報酬の額は、その内容により理事長が決定する